

欧州委員会 グリーンウォッシュなウェブサイトを調査

「環境にやさしい」とは？

地球や人、動物にやさしい製品づくりは世界のトレンドですが、「グリーンウォッシュ」という言葉をご存知でしょうか？グリーンウォッシュとは、例えば製品の素材や製造方法、廃棄方法や使用におけるエネルギー量が環境へ与える影響について、真実でない訴求を行ったり、立証できない訴求を行う行為のことを意味します。

欧州委員会による調査

2021年1月、欧州委員会によりウェブサイトの調査が行われ、調査対象となったウェブサイトの約半数がグリーンウォッシュだと公表されました。

<概要>

調査対象：衣類、化粧品、家庭用品などを扱うサイトのうち、訴求が疑わしいと判断された344のサイト

- ・半分以上のウェブサイトが、訴求の正確さを消費者が判断するための情報を提供していなかった。
- ・37%のウェブサイトが、訴求に「コンシャス（エコを意識しているという意味でこの言葉を使う）」、「エコフレンドリー」、「サステナブル」のような曖昧な表現を使っており、環境にネガティブなインパクトが無いという根拠のない印象を与えていた。
- ・59%のウェブサイトは、訴求の根拠を提示していなかった。
- ・42%のウェブサイトが、虚偽または欺瞞的な訴求を行っていた。

情報ソース(欧州委員会サイト) https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_21_269

ではどのように表示するの？

ISO 14021:2016「Environmental labels and declarations - Self-declared environmental claims (Type II environmental labelling)」という、環境ラベルに関する国際規格があります。日本には、この対応規格となるJIS Q 14021：2000「環境ラベル及び宣言－自己宣言による環境主張（タイプII環境ラベル表示）」があります。これらの規格でおさえるべき主なポイントは以下の通りです。

- ① リサイクル材料を製品全体に使用していない場合は、どこにどのくらいの割合で使用したのかを明確に表示する。
- ② 環境への影響を表示する場合は、何がどのように良い影響をもたらすのかを具体的に表示する。
(良い面だけに注目するのではなく、製品ライフサイクル全体を考慮すること。)
- ③ 全ての表示内容は客観的に立証可能であること。

また、国によっては以下のようなガイドラインも発行されています。

対象国	内容
日本	環境表示ガイドライン－環境省
韓国	企業管理者のための製品環境広告ガイド－環境産業技術院
EU	Compliance Criteria on Environmental Claims - 不公正取引行為指令
米国	Guides for the Use of Environmental Marketing Claims－連邦取引委員会

お問い合わせ

(一財)カケンテストセンター 国際部

TEL: 03-3241-7309